

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

平成25年3月11日 開会 9時59分 閉会 11時42分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

河合 建志	坊野 公治	三輪 順治	大鳴 二郎
川上 武徳	宮地 俊則	森本 典夫	乗藤 俊紀

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

- (1) 副議長 井口 勇
- (2) 委員外議員 藤原 清和
- (3) 説明員

副市長	三宅 生一	総務部長	長野 隆
総務部次長	佐藤 文則	会計管理者	鳥越 寿
監査委員事務局長	岡田 豊作	総務部検査参与	葛間 一樹
秘書広報課長	妹尾 光朗	企画課長	大舌 獣
定住促進課長	中原 康夫	財政課長	山田 正人
税務課長	小田 義晴	芳井支所長	笛井 洋
美星支所長	小出 堅治	消防団参事	長川 行雄
総務課長補佐	山下 浩道	財政係長	久安伸明
教育長	片山 正樹	教育次長	初崎 獣
学校教育課長	山部 英之	学校教育課参事	川上 吉弘
生涯学習課長	田辺 晶則	生涯学習課参事	綾仁 一哉
文化課長	藤井 譲	スポーツ課長	三宅 孝一
図書館長	山室 日出夫	学校給食センター所長	土井 義宏
市立高校事務長	三村 信介	庶務課長補佐	藤井 清志

(4) 事務局職員

事務局長 川上勝三 事務局次長 渡辺聰司
主任 藤井隆史

6. 傍聴者

- (1) 議員 上野安是、藤原浩司、簗戸利昭、西田久志、馬越宏芳、佐藤 豊、
森下金三、鳥越孝太郎、川上 泉、藤原清和
(2) 一般 10名
(3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（河合建志君） 皆さんおはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

きょうは、もう申すまでもなく3・11であります。確かな市政の推進に努めていきたい
と思います。

そうした中、本日は当総務文教委員会を開催いただきまして、皆様方にはご多用の中お集
まりいただきましたことありがとうございます。この委員会に付託されております事案につ
きましては、慎重に審議をいただきまして、適切なご決定を賜りたいというふうにもお願
い申し上げたいと思います。

なお、お手元に報告事項の別冊子がございますので、後ほどお目通しのほうよろしくお願
いしたいというふうに思います。本日はどうぞよろしくお願いします。

〈議長あいさつ〉

〈請願第1号 路線バス運行に関する請願〉

紹介議員（藤原清和君） 皆さんおはようございます。

それでは、座らせていただいて、説明させていただこうと思います。

先ほど、局長のほうから、請願については趣旨や要望事項等を読み上げていただきました
けれども、これに沿ってお願ひすべきであろうと思いますが、もう既に新年度4月1日から
の運行計画も決まっておるようでございます。そういう中で、ここに載つりますよう

に、6時30分に始発バスへ乗って仕事に行っていると。それが今度は、土曜日に限っては7時40分に変更になるということでございます。そうなると、仕事が1時間かそれ以上のものがおくれた状態で仕事に入っていかなくてはならないという状況下にあるようでございます。こういった自立していく障害者の者たちのためにもご配慮いただきたいというのが今回の狙いでございますので、そのことにつきまして、ご慎重に審議いただきまして、採択していただきますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

簡単でございますけども、説明にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

～休憩中、総務文教委員会協議会開催～

〈質疑〉

委員（森本典夫君） 執行部に質問よろしいでしょうか。

委員長（河合建志君） 結構です。

委員（森本典夫君） 企画にお尋ねします。こういう請願をされる時期に、先ほども●●さんのはうから話がありましたが、たまたま公共交通会議ですか、その前だったということですが、改善していただいたという話もありました。1と2と3と3項目ありますが、2と3については、今後改善の余地があるかどうか、そのあたり。最近、公共交通会議も開かれるようですが、そのあたりどうでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 公共交通の件につきましては、先ほど出ておりますように、井原市では公共交通会議というものを持っておりまして、これには事業者、それから市民の代表の方々、行政の関係者たちで集まった会であります。この中には、市民代表ということで、地区代表の方でありましたり、身体障害者連合会のはうからも代表として1名出でていただいております。そういった中で、会議を進めておりまして、このたびも、先ほど話がありましたように、井原市長宛てにも同じ要望書をいただきしております、2月18日開催の公共交通会議の場でこういった団体からこのような内容の要望書が出ているという旨を説明の上、このたびの4月1日からの新しいダイヤについて協議をいただいたところであります。

このたび、4月1日からのダイヤにつきましては、ご要望のありました福山発から井原の帰りの便ということで、午後に、先ほど出ておりました12時10分の便をぜひということでありますので、この便と、それから16時30分の2便を増便させていただいたところです。それから、土日の便も運行が大変少ない、土日については特に少なくなっていますが、要望の多い12時前後の2便を設けたということであります。

しかしながら、このたび井笠が廃業して、中国バス、今度は井笠バスカンパニーでござい

ますが、これが引き受ける要件として、現行の6割程度しか運行できないというような大きな枠の中で、各路線がそれぞれいろんな便、利用のしやすい便をつくっていくという事務というか、手続を進めてきてまいりました。そういった中で、全体の中で運行ダイヤを組みますので、今の現状で1時間に1本というのは、事業者としても大変難しい状況であります。

しかしながら、やはり井原市の公共交通会議としましては、誰もが利用しやすいということでおりますので、先ほど言いましたように、1時間に1本というのは難しいと考えておりますけども、利用の多い、利用しやすい便、特に通勤、通学、それからいわゆる通所という定期利用者の多い便につきましては、ここら辺を重点的に考えていくつておる状況でございまして、次回のダイヤ改正が10月であります。毎年10月にダイヤ改正を行います。それまでに、乗降調査、それからいろんな意見をお聞きしながら、利便性の高いものをつくっていこうと考えておりますので、それまで、ことしつきましても、夏の前に、春が過ぎて、各路線の乗降調査を行うこととしております。そういった利用者の乗降調査、アンケート、それからぜひとも各地区、それから各団体の委員の方もいらっしゃいますので、そういった利用者のご意見をぜひ伝えていただきて、この公共交通会議の場でご発言いただくことで、また利用しやすい便も可能と考えております。

委員（森本典夫君） 企画のほうから今のような話を聞きました。2、3件目については、今回はちょっとだめだということありますけれども、10月のダイヤ改正までにいろいろな意見も聞きながら、公共交通会議のほうでもいろいろ関係者から意見も出していただいて、改善の余地ありということありますので、ぜひこの請願は採択して、井原市に、それからできれば公共交通会議へでも、こういう意見を、請願が出て採択しましたという通知をしていただきたいというふうに思います。したがって、これは採択すべきだと思います。

〈なし〉

〈採決 採択〉

委員長（河合建志君） ただいま採択となりました請願第1号路線バス運行に関する請願は、会議規則第135条の規定により、執行機関に請願の写しを送付することにいたします。

委員（森本典夫君） 執行機関にということになりますと、市長にということになるんでしそが、先ほどもちょっとと言いましたように、それぞれの方が入っておられる公共交通会議へも出すということができるのでしょうか、どんなでしょうか、事務局。

次長（渡辺聰司君） 法則的に、請願、陳情、通常でありましたら、意見書に相当するも

のでございますけど、今回出てきたのは、井原市議会に対して請願が出てきたものです。こういった採決をしたということは、執行部に対してはそういったことを報告するということはできますが、他の機関に出す場合は、意見書として出すことができますけど、これも出す機関が、国あるいは他の地方公共団体と定められておりますので、先ほどの公共交通会議は地方公共団体に相当しないと思われますので、市のほうに提出すべき案件だと思います。

委員（森本典夫君） それでは、市のほうにしか出せないということですので、市のほうに出していただいて、この公共交通会議の責任者は副市長だったと思いますので、そういう意味では、市長に出すことによって、公共交通会議の会長であります副市長にも伝わると思いますので、ぜひそういうことも伝えていただいてということで、市のほうへ出していただきたいというふうなことを要望して、終わります。

委員長（河合建志君） 会議規則第135条の規定により、執行機関に請願の写しを送付することにいたします。

〈異議なし〉

委員長（河合建志君） 委員会報告書及び請願審査結果報告書に付記する意見については、先ほどの各委員の意見を参考に作成することとし、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈議案第18号 井原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について〉
〈質疑〉

委員（三輪順治君） 本会議でご説明されたとおりということでございますが、ちょっとメモをし忘れましたので、この災害派遣手当というものについて、もう一度、井原市の基本額、これをちょっとお知らせいただきたいと思います。

総務部次長（佐藤文則君） 本市のほうへ、インフルエンザ等で派遣をまず依頼して、依頼先から井原市へ居を構えるといいますか、住みながら応援してくださるという場合において手当を出すということでございますが、公用の施設またはこれに準ずる施設、こちらのほうが30日以内ですと3,970円、30日を超えて60日以内の期間の場合は同じく3,970円、60日を超える場合も3,970円ということになっておりますが、その他の施設という、これ例えばホテルであるとか旅館であるとか、そういったとこへ泊まられる場合で

ですが、30日以内の期間の場合が6,620円、30日を超える場合が5,870円、60日を超える場合が5,140円、これ各1日につきこういう単価で手当が出るということでございます。

以上です。

委員（三輪順治君） ありがとうございました。

過去に、該当条例の条項、第16条の4第1項の適用を受けたことはないと思うんですが、ちょっと確認の意味でお尋ねいたします。

総務部次長（佐藤文則君） ございません。

委員（三輪順治君） 結構です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第19号 井原市特別会計条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第21号 井原市文化・スポーツ振興基金条例について〉

〈質疑〉

委員（三輪順治君） 1点質問と1点参考までにお聞かせ願いたいと思います。

まず、文化・スポーツ振興基金条例の第4条でございますが、1条を受けて、その基金運用益の処理のことでございますが、第1条の目的を達成するため必要な経費と、こういうふうにあるんですが、第1条には、文化及びスポーツの振興を図るためということでございます。その文化及びスポーツの振興を図るという事業の具体的な中身について明らかにしていただきたいと思います。これが1点目。

それから、本会議以上の説明はないということであえてお聞きしますが、財団法人が3月末をもって解散すると、こういうことでございまして、今回、この基金条例が設立するに至るということでございますが、財団法人として、その運用等を含めて、人や物が動いておったというふうに思います。その人や物に関しては、いわゆる財団が解散されることに関連しまして、これは参考程度にお聞きするんですが、どういうふうになったのかお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

スポーツ課長（三宅孝一君） まず、1点目の具体的な中身ということでございますが、現在の文化・スポーツ振興財団では、激励金の交付というのをまず行っております。これは中国大会、全国大会に出れる程度の文化・スポーツで優秀な成績をおさめられた方に、中国大会、全国大会へ出られる人に対して激励金を交付しております。そのほか、子供たちの文化の振興に役立つスクールコンサート、それから市民文学賞への助成、それから全国健康マラソンへの助成、それからその他文化講演会、それからスポーツの振興に寄与すると思われる事業への助成を行っております。これが1点目でございます。

それから、財団が法人化しまして、解散後どのようなことになるかということでございますが、この基金の運用に関しましては、前の財団の理事会を中心に、文化・スポーツ振興協会というものを立ち上げまして、その協会員の中で議論をいただきまして、今までのやっておりました文化・スポーツ振興財団を継承する形で今までの事業を文化・スポーツ振興基金を利用しながらしていくということになります。

以上です。

委員（三輪順治君） 1点目のこの基金の使途につきましては、こういうふうに理解しました。従来の財団法人の事業を基本的には継続すると、こういうことでございます。確認しますけれども、この基金を創成するに当たって、新たな視点で何か組み入れるものがあったらお知らせをお願いしたいと思います。

それから、2点目の件につきましては、今、文化・スポーツ協会というのを新たに設立をすることでおございますから、私が当初、質問したように、人とか物もそこに吸収されると、こういう理解でよろしいんでしょうか。確認をしたいと思います。

スポーツ課長（三宅孝一君） 今の1点目でございますが、新たなものについては、今は

ございません。今後、協会の中で、新たなものが必要となれば、そこで議論されて、新たなものが発生すると思います。

それから、人や物がそのままということなんですけども、今の文化・スポーツ振興財団の理事会の役員を中心に協会の役員にそのまま移行しておりますので、そのまま人といいますか、そういう今までの思いは受け継がれるとも思っております。

以上です。

委員（三輪順治君） 1点目の質問は、いわゆる財団法人の事業をそのまま引き継ぐかということになるかということに対しまして、そういうことであると、こういうことでございます。これは、井原市がスポーツ、文化を振興する目的があれば、これは協会が企画立案する以外にも、当然これは、第1条の目的にかなえば充当できるというふうに理解されるわけですが、当面はないけれども、今後の進展に応じては、この基金を活用して、協会が気がつかない、あるいはなかなか継続性を含めて大変な事業であれば、井原市が独自におつくりになってこの基金を活用するということは否定しないということに理解してよろしいんでしょうか。

逆に言うと、協会がこしらえた企画書だけしか運用しないという意味でないということをはっきりおっしゃっていただきやいいんです。井原市が独自におつくりになったものも入ってくるよと、こういうふうに簡単に答えていただければ結構でございます。

スポーツ課長（三宅孝一君） 井原市の文化、スポーツの振興に対する井原市の予算を今執行しておりますが、その中で、文化・スポーツ振興財団と連携して現在も行っております。それがそのまま継承され、井原市の文化、スポーツに対する新たな予算ができまして、その事業に対しまして、文化・スポーツ振興基金を利用して、その事業に対して行うことはあると思います。

委員（三輪順治君） 終わります。

委員（大鳴二郎君） ちょっと確認ですけれども、この3月末でこれが解散するんですけども、残余財産というお金はどれぐらい残っとんですか。

それと、もう一点は、2条で基金は寄附金その他の収入を積み立てると、こうなっとるんですけども、1年間でどれぐらい寄附金があるんですか。その2点。

スポーツ課長（三宅孝一君） この積み立てられる基金ですが、これは予算に計上しておりますが、今の予算に計上しとる金額が2億1,814万4,000円を基金積立金として計上しております。

それから、今の現在、寄附金ということなんでございますが、現在は寄附はなかなかないのが現状でございます。

委員（大鳴二郎君） 現状ないということは、もうずっとないんですか。この1年間とい

うこと。

スポーツ課長（三宅孝一君） そうです。

委員（大鳴二郎君） わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第22号 井原市の基金の処分の特例に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第33号 生涯学習施設「アクティブライフ井原」条例及び井原市芳井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（三輪順治君） 確認なんですが、第10条の第2項を削る「アクティブライフ井原」条例の関連でございますが、2号を削るというのは、つまり文化・スポーツ財団が実施する事業に使用するときという使用料の減免の実質的な意味がなくなったので削除すると、こういうことでございますが、これは1の本市の行う事業または業務に使用するときに吸収されるという解釈でよろしいんでしょうか。

生涯学習課長（田辺晶則君） 第10条の第2項は、井原市文化・スポーツ振興財団が実

施する事業に使用するとき、使用料を減免することができるという規定でございます。井原市文化・スポーツ振興財団が解散され、スポーツ振興基金になりますと、井原市体育協会と同じような任意団体になります。任意団体につきましては、使用料につきましては基本料減免ということで、使用料は減免いたしますが、冷暖房料とか器具の使用料はいただくというような、基本的にはそういう扱いになります。そうなりますけれども、本市の行う事業または業務に使用するときということもありますので、その減免についての判断は個々の場合になるかと思います。

以上でございます。

委員（三輪順治君） そうすると、厳密な意味で、協会というのは当然のことですが、確認を私がした意味は、本市という中に吸収されるかという意味でお尋ねしたんですが、これは別建てであって、これはあくまでも任意の団体であると。したがって、第10条3項は書いてございませんが、ここに手元にありますけども、市内の社会教育関係団体が教育目的及び民間ボランティア団体が公益目的に使用するときということに入るのか、あるいは第4項のその他市長が相当の理由があると認めるときに入るのか、この協会は、従来の第3項もしくは第4項どちらに該当するんでしょうか。

生涯学習課長（田辺晶則君） 第3項に該当いたします。

委員（三輪順治君） しかば、その第3項は少し窮屈ではございませんか。第3項をそのまま読めば、委員さんのお手元にないのでわかりにくいだろうと思います。もう一度ゆっくり言いますと、市内の社会教育関係団体が教育目的及び民間ボランティア団体が公益目的に使用するとき、これが第3項です。ですから、今の文化・スポーツ協会、これが第3項に入るという解釈ですよね。ちょっと読みにくいんですけど。

生涯学習課長（田辺晶則君） そのとおりでございます。

委員（三輪順治君） そのとおりであるということであるんですが、このまま読めば、文化、スポーツの名前がないですね。しゃくし定規じゃないですけれども、やはり条例というのは、市民の方々が読んでもわかりやすい条例にしないといけないという意味合いを込めまして、この第3項は1つ私は、今は、2番に文化・スポーツがあったがために、3番が社会教育団体を受けておるような気もしておりますから、第2項を削るということであれば、第3項に該当する表現を付記してわかりやすい表現にしたほうが、私は市民にとって、あるいは利用者にとって、誤解を招かないというふうに思います、いかがでございましょうか。

生涯学習課長（田辺晶則君） アクティブライフ井原の使用料の減免につきましては、全額減免といたしまして市役所関係、それから幼児学級とか家庭教育学級、そして文化協会、学校関係を全額減免といたしております。そして、基本料減免というのが、第10条の第3号に相当するところでございますけれども、文化協会の専門部でありますとか、体育協会、

婦人協議会、少年団、自治会、PTA、それからボランティアグループとか、そういういた関係を基本料減免として、部屋の使用料は減免いたしますということにいたしております。先ほども申しましたが、井原市文化・スポーツ振興協会ということになりますと、井原市体育協会と同じ基本的には扱いということになりますと、基本料減免ということになりますので、第3項の社会教育関係団体が教育目的及び民間ボランティア団体が公益目的に使用するときということに該当いたしまして、基本料減免の扱いにいたしたいと考えております。

以上でございます。

委員（三輪順治君） 課長さん、それは意味わかったんです、さっきの答弁で。だから、それが一般の方が読んだときにわかりにくいくらいから、条例というのは、わかりやすい条例のほうが好ましいわけでございますから、今まででは、文化・スポーツ団体はこの減免規定できちっと書いてあったんです。これを削除するのであれば、それがわかるような表現を、従来の第3号に、その表現を持っていくべきではないかという質問なんです。ですから、先ほどのお答えは、その前に聞いたお答えと同じでございますから、私の質問にお答えください。

生涯学習課長（田辺晶則君） 社会教育法の第2条に、社会教育の定義として、社会教育とは、学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、体育及びレクリエーションの活動を含むというふうに規定されております。これには文化という文言はないんですけども、教育活動に含まれると思われます。「アクティブライフ井原」条例の第10条第2号井原市文化・スポーツ振興財団が実施する事業に使用するとき、これは財団ということでこの2号を設けておりましたが、第3号の市内の社会教育関係団体が教育目的に使用するときということで、文化、スポーツ活動がこの社会教育関係団体に含まれるということで、第2号を削除して第3号に吸収されるということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員（三輪順治君） 私は理解ができないです。それは、関連しまして、芳井の生涯学習センター条例も同じような解釈でございますか。

生涯学習課長（田辺晶則君） 井原市芳井生涯学習センター条例第9条についても、「アクティブライフ井原」条例と同じように規定しております、同じことでございます。

委員（三輪順治君） 井原市は今後、教育長のご答弁、本会議でありましたように、県の指導を受けながら、井原市の新しいスポーツの振興策をまとめた計画もおつくりになるということで、スポーツが大きくクローズアップされておるし、現に今日においても、私立でありますけれども、井原市を代表する全国的に名をはせる興譲館高等学校というのもあります。ですから、スポーツであるとか文化というのが、今さつきおっしゃいましたように、いろいろな活動がありますからゆえに、社会教育という定義をお述べになったとしても、やは

り少し文化、スポーツを独立させないと意味が余り私はないと思います。したがって、読みかえてほしいということではあるんですが、一般的にさらっと読んだ段階では、文化、スポーツがすっぽと抜け落ちると、こういうふうな解釈が私は成り立つので、あえて言いますけれども、新しい第2号になります市内の社会教育関係団体の表現を変えるべきだと私は思うんですが、委員長、他の委員の方の意見を求めてください。私は、そうしないと、将来、後日、市民の方々にいたずらに解釈をめぐって混乱を招くおそれがありますので、正しい表現にしていただければというように思いますので、他の委員の方の意見を求めていただきたいと思います。

委員長（河合建志君） 今、三輪委員より、他の委員さんの意見を求めてほしいという要望がありました。皆さんのご意見を求めます。

委員（森本典夫君） 私はこれでいいと思いますが、三輪委員が言われるようなことでいきますと、それぞれの諸団体をここへ記入していかなければならないということになりますので、そういう意味では、課長が説明された内容でいくということで結構だろうと思います。

以上。

委員（宮地俊則君） 私も同様でございます。

以上です。

委員（坊野公治君） 私も現行のこのとおりでよろしいと思います。

委員（川上武徳君） このとおりでよろしいです。

委員（乗藤俊紀君） わかりやすいという意味では、変更もあり得るかなと。あり得るというよりも、変更してもいいのかなという気がいたしております。わかりやすくするという意味で。

委員（大鳴二郎君） 課長さんが読まれたんですけど、今、私もちよつとわかりにくい点がありますので、わかりやすくということにもいいんじゃないかなと思っております。

委員（森本典夫君） もうちょっとと言いますと、わかりやすくということになりますと、それに該当する諸団体の名前をここへ書き込んでいくということにもなりかねませんので、そういう意味では、条例としてはそういうことではいかないというふうに思いますので、三輪委員が言われるその1つの部分だけをここへ入れ込むということにもならんというふうに思いますので、そういう意味で、課長の説明で十分というふうなことを言いましたので、それでええんじやないでしょうか。

委員（三輪順治君） ちょっとくどいようですが、文化というのは、昨年に文化の振興に関する法律もできるぐらい文化の普及に努めなければならないということで、これは国や地方公共団体を挙げて、たしか11月1日だったか、古典の日ですか、つまりこれは俗に言え

ば、いわゆるいにしえの伝統的なものを守っていこうと、こういう大切な事柄なんです。アクティブでも、これから文化にまつわる、いわゆる協会以外の団体も必ずいろいろな形で絡んできますし、井原市主催で古典に関する、あるいは文化に関する事業も当然あることが予想されます。したがって、窮屈に社会教育関係団体で絞りますと、今の伝統文化なり、あるいは現在の文化振興、あるいはスポーツ関連団体のことが全く消え去りますから、そういう意味をもってしても、時代の流れはこれから豊かな心等を育む文化、あるいは体を鍛えるスポーツに移ってきりますから、ぜひこれは、正しい表現に私はしていただければというふうに思いますので、あえて発言をさせていただきました。

委員（森本典夫君） 三輪委員にお尋ねします。

この一部改正の条例が成立した暁に、運用上、三輪委員が懸念されるような何かがありますか。具体的にお聞かせいただきたいと思います。

委員（三輪順治君） 直ちにはないんです。直ちにはないというのが、先ほど言いましたように、文化・スポーツ財団がしておる事業をこの協会が受けて、基金を活用した事業をするということですから、当面はないんですが、これから3年先、5年先、ずっと先を見ますと、条例というのは、これは井原市の運用の基本となる法律の一部でございますから、正しい表現でおかないと、時の為政者なり、時の議会人なりがこれを読んだときに、これは誤って読む可能性もありますから、正しい表現にしておくべきだろうというふうに思います。したがって、当面はないんですが、今後において、そういう危惧を抱かないためにも、正しい表現にこの際しておくべきだろうというふうに思います。

委員（森本典夫君） 僕はこの一部改正案が正しい表現だというふうに思っております。この表現が正しくないということになれば、この一部改正案に反対されるより手がないと思いますが、正しくないという断定されるということは、この条文そのものが、僕は正しいと思ってるんですが、そうでないというふうに思われてるんでしょうから、それはそれでもう意思表示のときにはつきりされたらいいと思います。当面これでという話もありましたけれども、たちまちこの条例改正が成立した暁に、運用上問題がたちまちないというふうな三輪委員のお話ですが、もし今後、3年先、5年先という話もありましたが、もしそういうことで不都合が生じた場合は、法律生き物ですから、その時点で、また一部改正するとかということで対応できるのではないかというふうに思いますので、この内容で結構だというふうに僕は思います。

〈なし〉

〈討論〉

委員（三輪順治君） 私も当初はこの原案でいこうかなと思つとったんですが、執行部のほうの解釈を聞きまして、本条例案に対して、私は反対の立場から討論をいたします。

この条例上程の趣旨は、3月末で財団法人井原市文化・スポーツ振興財団が解散することに伴う使用料の減免にかかわっての条例改正案件でございますが、この文化、スポーツという言葉の意味が、ここに先ほどご説明なさいました社会教育関係団体と私は性質的に異なるというふうな理解をしております。したがって、もしこの条例を改正するのであれば、これらを正しく反映した文言にすべきであろうという意味でございます。今、直ちにこの文言を言えと言えば、私は時間をちょうどいいいたしたいと思いますけれども、とりあえず原案もし上程されるならば、可否の判断をされるならば、私は反対の立場でこの改正案には賛成いたしかねます。

以上です。

委員（森本典夫君） この条例案、一部改正案に賛成です。

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（河合建志君） 以上で議案等の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈その他本委員会の所管に属する事項〉

委員（乗藤俊紀君） お諮りいただきたいんですが、報告をしておりませんけれども、本会議で質問のありました市立高校の移転について、少しお聞きしたいことがあるんですが、議題に上げていただくことができるでしょうか。

委員長（河合建志君） 今、乗藤委員からの提案がございましたが、市立高校の移転に関することについて、取り上げることにご異議ございませんか。

委員（三輪順治君） 乗藤委員のただいまの緊急的な所管事務調査の提案でございますが、私もぜひここで議題に上げていただきたいと思います。それは、去る3月の上旬でしたか、私が本会議で質問した際に、当委員会でご答弁なさった内容が全く覆された結論となっ

ておりました。と同時に、新しい要素として、最終的に評価点数がどうのこうのとか、県との関係がどうのこうの、非常にわかりにくい本会議での答弁でございました。時間が限られておりましたので、この委員会で再度議題に上げていただいて、不明な点等を含めましてご審議をちょうだいできればというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員（大鳴二郎君） そういうことをするとなれば、所管事務調査を以前に出せということになつたのに、この場でそれを取り上げてするとなれば、今後、先もそういうことがあればするんですか。ちょっとお尋ねするんですけど。

委員長（河合建志君） 緊急性がある場合は取り上げるということになっています。

委員（大鳴二郎君） これが緊急性と思いませんので、私はちょっと疑問に思います。

委員（坊野公治君） 私も、予算書が出て、まず最初に所管事務の締め切り、また開会日に本委員会に所管する事案であれば、その日の所管事務調査の提出も認められておりますので、それ以降の件で、この件に関しての私は緊急性は感じおりませんので、取り上げなくて結構だと思います。予算決算委員会という委員会もありますので、そちらで議論していただければよろしいんではないかと思います。

委員（三輪順治君） 緊急性というのをどういうふうに定義されるとかどうかわからんのんですが、もちろんこの件に関しては、2月18日に議会説明会で初めて予算書を見たときに、市立高校に関しては移転関係で金額出ておりました。今、副委員長のお言葉ではあるんですが、その次の日の本会議の後に、所管事務調査ということで当委員会が開かれたわけでございますが、私が言いたいのは、この本会議で明らかになったことが、この委員会で知られてないこと、あるいは委員会で過去答弁されたことと全く逆の方向でというか、委員会に対して理事者がご答弁なさったことが全く違つとったということが明らかになったと私は思われる所以、あえてこの場で真意を確かめたいと、このように申しておるんであって、緊急性、緊急性という、その緊急性にとらわれなくて、物事の本質が新しい事実がわかつた、あるいは委員会として対応をどうすればいいのかということを含めて考えていただきないといけないと私は思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員（森本典夫君） 私は、この件については予算決算委員会で予算が審議をされるときに細かく聞きたいなというふうに思つておりました。乗藤委員のほうからそういう提案がありましたが、委員長として、これが緊急性に該当するかどうか、その判断をしていただければ、緊急性があるということになれば、論議をしていける条件が整うわけですけども、そこらあたりが委員長がどういうふうに判断されるかによって、今後、取り上げるか取り上げないかということになると思うんで、そのあたり委員長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

委員（三輪順治君） 今、森本委員がおっしゃったことに関連いたしますので、発言をお

許しいただきました。

昨年の9月24日に当委員会がこの件について議題となって、そのときに、理事者のほうから、現在最終的に予算で候補地となっておる場所が完璧に否定されておるわけでございます。したがって、当総務委員会の委員のメンバーは、この工場跡地については移転候補地から削ったという理解を当時はしたんです。私は、少なくともこのやりとりを聞く中で、今候補地からは外れたと。したがって、既に市が持っている土地とか市有地あるいは公有地で有効面積がとれたものをこれから選ぶと、こういうふうな理解があつたにもかかわらず、こういう最終的な判断に至つたということが、当委員会に対して、委員長とされて、そのときの采配を含めて、委員長としてのお立場もありましょうから、あえて苦言をさせていただいとります。

委員（森本典夫君） それはそれでいろいろ論議の中ですりやええと思うんですが、緊急性が今問われているわけですので、この問題が、副委員長からもありましたけども、前もつて通知をすると、提出をすると、発言内容についてというような機会もあったわけですが、それがされなくて、今提案されたということになると、本当に委員長として緊急性があるという扱いにするのかどうなのかというのがポイントになると思うんで、そういう意味では、そのことを委員長が判断をされるべきだというふうに思います。中身については、また取り上げられた段階で大いにちようちようはっしやりやあええと思うんですが、そのあたりを委員長に見解を今お尋ねしましたので、ちょっとそこをはっきりしていただければ、おのずと取り上げるか取り上げないかはっきりすると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（宮地俊則君） 今、森本委員が委員長に聞かれておるんですが、その以前に、取り上げるか取り上げないかということが諮られているかと思います。私は、先ほど副委員長が言ったとおりであろうと思います。したがいまして、この件に関しましては、当初予算に上がってる件でもございますので、予算決算委員会の場で行われるのが筋であろうと思います。緊急性は、先ほど副委員長が言われたとおり、上げられる機会はあった。しかし、上げられておらない。今、きょうのここになって急に上げられるというのは、私はちょっと筋が違うんではなかろうかと。ルールはルールとして守るべきであろうというふうに思います。

以上です。

委員長（河合建志君） 委員長の立場からお答えいたします。

委員長は、自分の意見は言えないため、採決をいたします。

乗藤委員提案の市立高校の移転の件について、議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、否決されました。

委員（森本典夫君） 緊急かどうかというのを、委員長は判断できないんですか。

委員長（河合建志君） できません。委員長は意見を申し上げることはできません。

委員（森本典夫君） 賛成とか反対の意見を言え言よんじやないんで。

緊急かどうかという判断を求めとる、その判断ができないんでしょうかというお尋ねしようとりますんで、その緊急かどうかというのがポイントになっているわけですから。何でそれが判断できないんですか。

それは取り上げるか取り上げんかの判断をするわけじやから、それはそれで緊急か緊急でねえかというのはそれぞれの人がすんじやけど、委員長として取り上げるかどうかということは、緊急かどうかという話になってくるわけじやから、どうでしょうか、そこら。

委員長（河合建志君） 私は、予算決算委員会で審議すべきであって。

委員（森本典夫君） そういうことを聞きようらん、僕は。

委員長（河合建志君） 緊急とは、火事がいった、やれなんだ、死にそうだというときが緊急であります。これはもう……。

委員（森本典夫君） ちょっとやめてくれん、そういう話は。

委員長（河合建志君） 話をおもしろう言よるんじゃないんですよ。

委員（森本典夫君） 委員長から変な話がありましたけども、これはとりあえず終わりにします。

委員（三輪順治君） 予算決算委員会で審議に付してもよろしいと、こういう当委員会の結論ではありますが、予算決算委員会を取り仕切るのは、あなた、河合委員長ではございません。したがって、総務文教委員会委員長として、本件の取り扱いについて、予算決算委員長にきっちと内容を申し述べて、十分な時間をとっていただきますようにお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

委員（森本典夫君） そういうことは、予算決算委員会の中で予算が計上されているわけですから、徹底して1時間でも2時間でも3時間でも納得いくまでやりやあいいと思いますよ。ですから、それをあえて委員長が、予算決算委員会の委員長に十分時間とてやるようにしてくださいというようなことを言うことではなくて、今決をとったのは、ここの場でその問題を取り上げるかどうかというのを決をとっただけで、そつから先は委員会関係ありませんから、もう肅々と進めりやええと思います。

委員（三輪順治君） 今、先輩の森本委員さんがおっしゃるんで、それはそうかもしませんが、当委員会は、総務文教にかかる重要な事項を審査もしくは調査しとるわけです。その調査項目に市立高校が上がり、9月24日の答弁が否定されるような予算が出てきたわけですから、事の重大性というのは緊急性とはまた別に、委員会が委員会として体をなさな

いような格好になつたるということは、私は言うべきではありませんが、ご自覚のもとで、私が言いたいのは、こういう状況の雰囲気、中身を予算決算委員長にお伝えしていただくというのが、私は委員として望む内容でございます。

委員（宮地俊則君） 先ほどの森本委員のおっしゃるとおりでございまして、これはもうこれ以上議論する必要はないものと思います。

続行してください。

〈なし〉

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始熱心にご議論いただきました。また、適切なご決定を賜りましたこと、改めまして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

委員会の中通じて、ご意見あるいはご提言をいただきましたが、今後の市政の推進に反映していきたいというふうにも思っております。

さて、来年度はいよいよ頭からであります。市制施行60周年ということで、いろいろな事業を展開してまいります。金額はそんなに大きいものではございませんが、きらりと光るいいものにしていきたいというふうにも思っております。なおかつ、第6次総合計画の後期基本計画がスタートする年にも当たります。職員一丸となって、議員の皆様方と手を携えて、市勢発展に尽くしていきたいというふうにも思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

〈議長あいさつ〉

委員長（河合建志君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。